

第一章 総 則

- 第1条 本会は、全国国立病院療養所放射線技師会と称する。
- 第2条 本会は、独立行政法人国立病院機構・国立高度専門医療研究センター及び療養所等に勤務する診療放射線技師、診療エックス線技師を以て組織する。
- 第3条 本会は、主たる事務局を東京都新宿区戸山1丁目21番1号国立国際医療研究センター病院放射線診療部門内に置き、各地区技師会に従たる事務局を置く。
- 第4条 本会は、北海道、東北、関東信越、東海北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区に設立した地区技師会を以て構成する。
- 第5条 本会の会員が、地区技師会の会員たる資格を失ったときは、同時に本会の会員たる資格を失うものとする。
- 第6条 本会則に定めるもののほか、地区技師会の会則は別に定める。

第二章 目的及び事業

- 第7条 本会は、会員相互の職業倫理を高揚し、放射線技術の向上発展と放射線障害の防止に努め、以て国民の医療及び保健の維持発展に寄与することを目的とする。
- 第8条 本会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。
2. 会員の職業倫理高揚に関すること。
 3. 放射線技術の向上発展に関する調査、研究。
 4. 放射線障害の防止に関すること。
 5. 放射線部門の機器管理に関すること。
 6. 会員の福利及び相互扶助に関すること。
 7. 上記各号に関する会誌の発行。
 8. その他本会の目的達成に必要なこと。

第三章 役 員

- 第9条 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名 |
| 理 事 | 16名 |
| 常任理事 | 若干名 |
| 会計監事 | 2名 |

- 第10条 本会の会長、副会長は別に定める選挙規定に基づいて会員中から選出する。

- 第11条 理事及び会計監事は、これを兼ねることができない。

- 第12条 役員任期は会長、副会長は2年とし、その他（理事、常任理事、監事）は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 第13条 会長は、本会を代表し会を統轄する。
2. 副会長は会務を補佐し、会長に事故のあるときは、理事会の定める順序に従いその職務を代行する。

- 第14条 会計監事は、経理及び資産状況の監査を行う。

2. 会計監事の選任は、本会事務局所在地地区会から1名、次期総会開催地区から1名とし、当該地区会長が推薦し理事会の了承を受ける。

- 第15条 理事は、理事会を組織して本会の目的遂行に関する方針を決定する。

2. 理事の選出は1地区2名とし、うち1名は原則として地区会長又は地区副会長とする。

3. 会長は、各地区より選出された者に理事を委嘱する。

4. 常任理事は、常任理事会を組織して会務を処理し、事業の執行を掌る。

5. 常任理事は、会長が指名する。

- 第16条 本会の役員は、名誉職とする。但し、会務のために要する費用は予算内で実費を支給することができる。

第四章 相談役

- 第17条 本会は、会務運営の適正を期すため相談役を置くことができる。但し、相談役の任期は2年とし、再推挙は妨げない。

- 第18条 相談役は、特に功績のあった本会会員の中から、理事会の議決を経て推挙し総会に報告する。

- 第19条 相談役は、会長の要請を受けて役員会に出席し、重要会務の諮問に答えるものとする。

第五章 顧 問

- 第20条 本会に、顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を経て会長がこれを委嘱する。但し、顧問の任期は2年とし、再推挙は妨げない。

3. 会長は、顧問の委嘱について総会の

承認を得なければならない。

2. 本会則は、平成27年10月2日よりこれを実施する。

第六章 会 議

第21条 会議は、総会・理事会・全国会長会及び常任理事会とする。但し、必要に応じて常任理事会の決議を経て委員会を設けることができる。

第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

第23条 定期総会は年1回これを開催し、臨時総会は会長が必要と認めたとき及び、理事会又は会員の3分の1以上の要求があったときにこれを召集する。

第24条 定期総会に次の事項を付議する。

2. 会務報告及び事業報告
3. 決算報告
4. 会計監査報告
5. 事業計画案
6. 予算案
7. その他の重要事項
8. 役員選挙

第25条 総会は、全会員の半数以上の出席を以て成立する。但し、委任状を以て出席とみなすことは妨げない。

第26条 総会・理事会・全国会長会並びに常任理事会の議決又は承認は、出席会員の過半数以上の賛成によって決定する。但し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第27条 理事会・全国会長会及び常任理事会は、会長が必要と認めたとき及びその構成員の半数以上の要求があったとき、会長がこれを召集する。

第七章 会 計

第28条 本会の経費は、会費その他を以てこれに充てる。

第29条 本会の会費は、総会において決定し、地区技師会を経由して前納しなければならない。

第30条 退会した会員の既納会費は、これを返納しない。

第31条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日で終わる。

付 則

1. 本会則の改定は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

役員選挙規定

第一章 総 則

第1条 役員選挙は会則第10条に基づき、この規定によって行う。

第二章 選挙管理委員会

第2条 役員選出のため、選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員会は、選挙管理委員2名をもって構成し、委員長は互選とする。
3. 委員は、選挙実施地区会長の推薦とする。
4. 委員の任期は、次期役員の成立までとする
5. 役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になれない。

第3条 選挙管理委員は、次の業務を行う。

2. 選挙の告示。
3. 役員の立候補届及び推薦届けの受理・資格審査・候補者氏名の公示。
4. 投票及び開票の管理と、当選の確認。
5. 総会に選挙結果の報告。
6. 委員会は開票に際し、立会人を2名委嘱する。
7. その他選挙管理に必要な事項。

第三章 選挙告示

第4条 選挙告示は、次の事項を記載し総会80日前迄とする。

2. 立候補者届出期間
3. 立候補者届出手续
4. 選出すべき役員および定数
5. その他必要事項

第四章 役員の選挙

第5条 会長、副会長に立候補しようとする者、又は、推薦しようとする者は、選挙管理委員会に届け出なければならない。但し、推薦の場合には本人の同意を必要とする。

第6条 立候補届・推薦候補届の締め切りは、総会前1ヶ月とする。

第7条 選挙は、立候補届・推薦候補届のあった者について、総会出席会員の無記名投票

によって行い、会長は単記、副会長は連記制とする。

第8条 当選は、高点順とする。但し、同得点の場合は、決選投票を行う。

第五章 無投票当選

第9条 会長・副会長の立候補及び推薦無き場合、又は定数を超えないときは、理事会での推薦を以て無投票当選とする。

第六章 選挙権及び被選挙権

第10条 選挙権及び被選挙権は本会会員であり会費を完納している者に限る。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会において決定する。
2. この規定の運用は、平成22年11月25日から施行する。

委員会規定

第1条 この規定は、会則第21条に基づき委員会に関して定める。

第2条 本会は、会務の運営上必要があるときは委員会を置く。

第3条 委員会には、その目的を冠して「○○○委員会」とする。

第4条 委員会は、会長の諮問事項について調査・審議又は立案して、これを答申する。

第5条 委員会は、委員長及び委員若干名とする。

第6条 委員会の設置・改廃及び委員の任免は、会長がこれを行う。

第7条 委員長は、委員の互選とし、委員会を代表する。

第8条 委員会の開催は、委員長がこれを定める。

第9条 委員会は、付議された事項に関し答申書を作成し、これを会長に提出しなければならない。

第10条 委員長は、審議の過程で専門事項等について必要と認めるときは、特別委員を委嘱することができる。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会において決定する。
2. この規定の運用は、昭和60年11月19日から施行する。

表彰規定

第1条 この規定は、本会会員または元会員に対する表彰に関して必要な事項を定める

第2条 本会会員または元会員で、次の各号の一に該当する者は、この規定により表彰する。

2. 永年勤続者表彰
通算20年以上在籍して退職した者及び当該年度の退職予定者。

3. 功労賞
本会の発展に特に貢献し、その功績が顕著な者。

4. 学術賞
学術的に、特に優れた業績をあげた者。

第3条 表彰の推薦は、各地区会長が第2条の各号に該当する者について、会長に推薦するものとする。

但し、第2条の3号・4号に該当する者を推薦するときは、具体的な功労調査書を提出するものとする。

2. 会長が、特に必要と認める者については、会長が推薦できる。

第4条 表彰の審査は、常任理事会がこれを行う。

第5条 表彰は、表彰状を以て行う。

2. 前項の表彰状には、副賞を添えることができる。

第6条 表彰は総会において行う。但し、特に必要がある場合には、授賞者の所属する地区の総会で行うことができる。この場合は、総会において表彰の報告を行うものとする。

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会にはかりこれを定める。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会において決定する。
2. この規定は、平成27年10月1日から施行する。

共同研究助成金規定

第1条 この規定は、本会会員の研究のための助成金の運用について定める。

第2条 助成金の交付は、共同研究によるものに対して行う。

第3条 助成金の額は、本会の年度予算に計上した範囲内に於いて、常任理事会で決定する

第4条 助成金を受けようとする者は、共同研究者の氏名・研究課題・研究概要を、所属する地区会長を経て会長に申請する。

第5条 助成金交付者の選考は常任理事会で行う。

第6条 助成金を受けた者は、その研究結果又は研究経過を、交付を受けた日より1年以内に、書面をもって会長に報告しなければならない。

第7条 会長は、前条の報告の結果を会誌に掲載することができる。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会において決定する。
2. この規定の運用は、昭和60年11月19日から施行する。

慶弔規定

第1条 この規定は、本会の弔意について定める。

第2条 本会会員が死亡した場合について、弔電と花輪を贈るものとする。

第3条 前条の事項が生じた場合には、当該施設会員又は地区技師会が代行し速やかに本会に連絡するものとする。

第4条 この規定に定めるもののほか必要事項は、会長が理事会にはかりこれを定める。

付 則

1. 花輪代は、1万5千円を目安とし、費用は後日清算するものとする。
2. この規定の改廃は、理事会において決定する。
3. この規定は、平成27年10月1日より施行する。

サーバー及びホームページ運用規定

第1条 全国国立病院療養所放射線技師会活動に関する広報と会員への情報提供を目的とするサーバーの使用及びホームページの掲載内容、データの取り扱い及び維持管理について定める。

第2条 全国国立病院療養所放射線技師会のサーバーの使用及びホームページに掲載する情報の内容、情報の新規掲載ならびにその改廃手順等の運用に関する必要事項について適用する。

第3条 基本方針は、全国国立病院療養所放射線

技師会関連の事項について情報を提供する。

第4条 全国国立病院療養所放射線技師会ホームページは下記の項目を置く。

1. 会則、細則等
2. 役員紹介
3. 会告・おしらせ
4. 各地区技師会リンク
5. 学術・研究・教育ファイル
6. 更新履歴

第5条 本システムの総括責任は本会会長とし、運営管理責任、並びに掲載内容の追加、修正バックアップ、削除等は情報担当理事が担当する。

2. 掲載内容の追加、修正等は各担当理事からの要請（原稿）により行うものとする。
3. 掲載内容の追加、修正等の内容は原則的に次の役員による確認、承認を得てから実施する。

- ①会長
- ②副会長
- ③事務局長

第6条 追加、修正、削除等の作業については記帳により管理・保管する。

第7条 情報担当理事は、常任理事会にて掲載内容と更新内容を確認報告する。

付 則

1. この規定の改廃は、理事会において決定する。
2. この規定の運用は、平成22年11月25日から施行する。

個人情報保護規程

第1条 この規程は、本会役員が会則に掲げる会務を遂行するために取り扱う会員または元会員の個人情報保護に関して定める。

第2条 本会員の個人情報の内容は、入会届・異動調査・給与調査等で収集される会員の個人情報とする。

第3条 個人情報は、会益を目的として使用する。

第4条 個人情報の安全管理については、個人情報はパスワード保護をかけたサーバーにて厳重な保管管理を行う。

個人情報の管理担当者は総務担当理事とする。

第5条 会員の個人情報は、本会会務以外、第三

者に開示または提供しない。

2. 会務運営上、個人情報を開示する必要がある場合は、当該会員の承諾を得ること。

第6条 個人情報を含む会誌印刷等の業務を外部委託する場合、個人情報の保管管理を徹底する。

第7条 個人情報掲載（施設名・役職名及び氏名）に同意しない旨を本会事務局へ届け出た会員については、会員名簿への掲載は行わない。

第8条 会長を個人情報の管理責任者とし、適切な個人情報の保護に努める。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会において決定する。
2. この規程の運用は、平成19年11月18日から施行する。

文 書 管 理 規 程

第1条 この規程は、本会が会則に掲げる会務を遂行するために取り扱う文書の管理を定める。

第2条 この規程で文書とは、業務上発生する帳簿、印刷物及び電子記憶媒体等、会運営に必要な一切の記録で、一定期間の保存を要するものをいう。

第3条 文書の保存期間は、受領した年度の翌年度を初年度とし、原則として5年とする。

第4条 文書の主管は、事務局とする。

第5条 各部門担当常任理事より文書取扱担当者を定め、整理、保管、保存及び廃棄の事務をこの規程の定めるところにより行う。

第6条 文書取扱担当者がこれを管理するものとし、私有してはならない。

- 第7条
1. 文書保存期間を経過した文書は適正に処分とする。
 2. 保管期間に関わらず、本会の運営上保存する必要がなくなった場合は、常任理事会をもって決議し、処分することができる。

3. 期限経過後も保存が必要な文書については、常任理事会をもって決議する。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会において決定する。
2. この規程は、平成26年11月13日から施行する。